

候補者推薦要領

昭和59年9月1日
生涯学習局長裁定
〔最近改定 令和8年5月29日〕

1 推薦方法

別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1部を添えて、文部科学省あてに推薦する。

2 候補者の例示等

(1) 社会教育功労者表彰要項（以下、「表彰要項」という。）3（1）に係る例示等

(ア) 地域における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（1）（ア）に該当する期間としては、以下の①から④までに掲げる期間を通算した期間が考えられる。

① 社会教育に関する諸活動の指導者として貢献した期間

具体的には、以下の i から iii までに掲げる期間を通算した期間。

- i 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、青少年教育・女性教育施設の運営委員等として、社会教育に関する諸計画の立案、各種事業の企画実施等に指導的役割を果たした期間
- ii 生涯学習推進会議等生涯学習推進体制のための組織の各種委員等として、社会教育活動の活性化のために連絡・調整、連携事業の開発、振興に功労のあった期間
- iii 社会教育の講座、学級、講習会、学校開放事業等の講師、助言者、企画運営担当者、又は社会教育指導員、青少年指導員・青少年相談員等の各種指導員として、社会教育に関する各種の学習活動への指導・助言、援助、生活指導、グループ指導等を行い、地域の社会教育の振興に功労のあった期間

② 社会教育施設において、その業務に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、以下の i から vi までに掲げる施設の職員（補助的な職員は除く。）として、教育活動（講習会、研究会、移動教室等）の援助、拡充、調査研究活動、資料の収集、提供、サービス網の整備等に精励し、施設活動の促進に功労のあった期間を通算した期間。

- i 公民館（社会教育法第20条、21条に定める施設に限る。）

- ii 図書館（図書館法第2条に定める施設に限る。）
- iii 博物館（博物館法第2条に定める施設及び同法第29条に定める相当施設に限る。）
- iv 総合社会教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
- v 青少年教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
- vi 女性教育施設（教育委員会が所管する施設及び教育委員会所管の一般社団法人若しくは一般財団法人が管理運営する施設に限る。）

③ 社会教育におけるボランティア活動に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、各種学級・講座における指導・助言、学習相談、学習グループ育成、子どものためのストーリー・テリング、視覚障害者のための点字図書や録音テープの作成、博物館資料の解説・案内、青少年の野外活動の指導、野外の美化活動等社会教育活動として行われる各種の社会奉仕活動、地域活動等に関してボランティアとして精励し、地域住民の新しい連帯をつくり、学習活動や実践活動への参加を促進する活動等に功労があった期間

④ 社会教育関係の団体活動に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、地域における青少年団体、女性団体、成人団体等の各種社会教育関係団体の育成者、リーダー及び構成員として、学習活動の促進、指導者の養成、青少年の健全育成、男女共同参画社会の形成、高齢者の学習・社会参加活動の促進等に精励し、民間の社会教育活動の振興に功労のあった期間

なお、PTA活動に関する功労のあった期間は、別に表彰制度があるので除くこととする。

(イ) 全国的な社会教育の振興に功労があった期間

具体的には、全国的な活動を展開する青少年団体、女性団体、成人団体等の社会教育関係団体の役員に従事し、青少年の健全育成、女性、高齢者等の学習活動や社会参加の促進、指導者の養成等民間の社会教育活動の普及、向上に顕著な功労があったと認められる期間が考えられる。当該期間には、次のiに定める公益社団法人及び公益財団法人並びにiiiに定める団体に移行前の団体の役員に従事していた期間を含む。

なお、「社会教育関係団体」とは、次のiからiiiのいずれかに該当するものが考えられる。

- i 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律第44条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき内閣総理大臣が認定した法人）で、その活動が適切に行われている団体。

- ii 社会教育団体振興協議会、一般財団法人社会通信教育協会に10年以上加盟し、顕著な活動を展開している団体。
- iii 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、顕著な活動を展開している団体で、社会教育団体振興協議会、一般財団法人社会通信教育協会、特定非営利活動法人全国検定振興機構のいずれかの団体に加盟し、当該団体より推薦のあった団体

また、「役員」とは、理事、監事、評議員以上の役職であって代議員、委員、相談役、顧問等は含まないものとする。

(ウ) 文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3(1)(ウ)の文部科学省が所管する独立行政法人とは、独立行政法人男女共同参画機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構(東京文化財研究所および奈良文化財研究所を除く)をいう。

表彰要項3(1)(ウ)に関する活動年数には、推薦する独立行政法人の前身である国立の機関における活動も含まれるものとする。

(2) 表彰要項3(2)に係る例示等

表彰要項3(2)に該当する者は、表彰要項3(1)の功労と同等以上の功労があると認められる者とする。

3 候補者の対象としない者

以下の(1)から(3)に該当するものは、表彰の重複等を避ける観点から、表彰要項3に該当する者であっても、表彰の候補者の対象とはしないものとする。

- (1) 本要領2(1)(ア)①においては、現に地方公共団体に勤務する常勤の職員。
- (2) 社会教育に関する功労による叙勲、褒章受賞者(推薦年度における候補者を含む)。
- (3) 過去に社会教育に関する功労により文部大臣表彰及び文部科学大臣表彰を受けた者。

4 推薦人数

表彰要項4（3）の推薦人数は以下のとおりとする。

法人名等	施設数	推薦人数
男女共同参画機構	1	1名以内
国立科学博物館	1	1名以内
国立青少年教育振興機構	28	28名以内
国立オリンピック記念青少年総合センター、国立大雪青少年交流の家、国立岩手山青少年交流の家、国立磐梯青少年交流の家、国立赤城青少年交流の家、国立能登青少年交流の家、国立乗鞍青少年交流の家、国立中央青少年交流の家、国立淡路青少年交流の家、国立三瓶青少年交流の家、国立江田島青少年交流の家、国立大洲青少年交流の家、国立阿蘇青少年交流の家、国立沖縄青少年交流の家、国立日高青少年自然の家、国立花山青少年自然の家、国立那須甲子青少年自然の家、国立信州高遠青少年自然の家、国立妙高青少年自然の家、国立立山青少年自然の家、国立若狭湾青少年自然の家、国立曾爾青少年自然の家、国立吉備青少年自然の家、国立山口徳地青少年自然の家、国立室戸青少年自然の家、国立夜須高原青少年自然の家、国立諫早青少年自然の家、国立大隅青少年自然の家		左記の各施設から1名以内
国立美術館	5	5名以内
東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館		左記の各施設から1名以内
国立文化財機構	4	4名以内
東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館		左記の各施設から1名以内

5 留意事項

推薦に当たっては、関係者からなる選考委員会を設けるなど、慎重に調査及び審査すること。